

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団教室等申込システム  
事業レビュー利用規約

令和4年2月15日

## 第1条 目的

- 1 本規約は、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下、「財団」という。）が運営する公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団教室等申込システム（以下、「システム」という。）に付随した機能である事業レビュー（以下、「本サービス」といい、次条に定義する。）を利用する者（以下、「利用者」という。）が、利用に際し遵守すべき事項を定めることを目的とします。
- 2 本規約は、本サービスを利用（「利用」には閲覧、投稿等を含むがこれらに限らない。以下同じとする。）する全ての利用者に適用されるものとします。
- 3 本規約は、財団が定める公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団教室等申込システム利用規約（以下、「原規約」という。）の下位規約であり、本規約が定めない事項については、原規約に従うこととします。
- 4 利用者は、本サービスを利用することによって、本規約の各条項に従うことに同意したものとみなします。

## 第2条 本サービスの定義

- 1 「レビュー」とは、財団が主催する教室等（以下、「教室等」という。）に参加した方による、教室等の内容に対しての評価・感想・そのほかの情報をいいます。
- 2 「本サービス」とは、レビューを投稿する機能、投稿されたレビューを閲覧する機能、第5条に規定するポイントの付与に関するもの並びにこれらに付随するサービスの総称をいいます。

## 第3条 投稿・閲覧

- 1 本サービスに投稿ができるのは、システムに登録した利用者で、かつ実際にレビューを投稿する教室等の参加者とし、1事業につき1件の投稿ができます。

2 利用者は、投稿にあたっては、記事の内容に責任を負い、また以下に掲げる行為を行わないものとします。

- (1) 教室等から逸脱した内容を投稿すること
- (2) 利用者自身の体験や、参加経験に基づいていない投稿をすること
- (3) 実際に参加をしていない利用者が投稿すること又は利用者以外に投稿させること
- (4) 営利目的の内容を投稿すること
- (5) 事実と反する内容・虚偽の内容を投稿すること
- (6) 同一内容を意図的に多数投稿すること
- (7) システムの機能に関する内容を投稿すること
- (8) 講師と利用者の当事者間の問題と財団が判断した内容を投稿すること
- (9) 下記3に該当するものを投稿すること

3 利用者は、以下に掲げる事項を含むレビューを投稿してはならないものとします。

- (1) 著作権、商標権、プライバシー権、名誉等、他者の権利を侵害する内容を含むもの
- (2) 投稿者のみならず、他の利用者や従業員等、個人のプライバシーにかかる事項を含むもの
- (3) 本来公開されていない個人の名前・メールアドレス・住所・電話番号その他の連絡先が使用（投稿者名や投稿内容において使用される場合を含むが、これらに限らない）されているもの
- (4) 商業的内容を含むもの
- (5) 誹謗中傷や差別表現などの不適切な表現を含むもの
- (6) わいせつ・卑猥な表現を含むもの
- (7) 他人を威圧・脅迫する旨が看取される内容を含むもの
- (8) 粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発助長する内容を含むもの
- (9) 掲載する教室等や第三者に対する不当な利益誘導、信用毀損にあたる内容を含むもの
- (10) 法令、公序良俗に反する内容を含むもの
- (11) 低俗、有害、下品、その他、他人に嫌悪感を与える内容
- (12) 以下に該当する表現（または近い表現）が含まれるもの
  - ・ 事実と反することが判明したもの
  - ・ 必要以上に感情的と判断される表現

- ・「参加をやめるべき」「最悪」等の独断的・断定的表現と財団が判断したもの
- (13) その他、不適切な内容であると財団が判断した内容

4 投稿されたレビューの著作権については以下のとおりとします。

- (1) 投稿されたレビューの著作権、管理権その他の権利（著作権法第27条、第28条の権利を含む）は、財団に帰属します。
- (2) 投稿者は、財団がレビューの一部又は全部を修正・削除のうえ、システムに表示する場合のあること、又は表示しない場合のあることを了承したものとします。
- (3) 投稿者は、財団が投稿レビューを複製、改変、掲示、公衆送信、転載および第三者に利用許諾することを了承したものとします。
- (4) 投稿者は、財団が行う前3項について、著作者人格権を行使せず、異議を申し立てないことを了承したものとします。

#### 第4条 個人情報の管理

- 1 投稿者の氏名（登録した氏名）は、当該投稿者が作成したレビューとともに、財団に対して提供されます。財団は投稿者に関する情報をサービス向上の目的で使用する外に使用できません。
- 2 利用者の投稿したレビューが第三者の権利を侵害するとして当該第三者から請求があった場合や、その他法令の定める手続に従って請求された場合は、財団は当該レビューの投稿者の個人情報を法令の定める手続に従って開示することがあります。

#### 第5条 ポイントの付与

- 1 財団は、利用者がレビューを投稿した場合、原規約や財団が別途定める条件および手続に従い利用者にポイントを付与することがあります。
- 2 財団は、原規約第8条に規定するポイント付与の有無、条件または手続をいつでも変更することができ、利用者はこれに対し異議を述べることができないものとします。
- 3 利用者はポイントの取得または利用に関し、財団の規定に従うものとします。

#### 第6条 免責等

- 1 レビューは利用者の責任において投稿されるものであり、財団はレビューの内容の正確性、信頼性、目的適合性、非侵害性等につき一切保証しないものとします。

- 2 財団はレビューが本規約等に違反しているかどうかを監視する義務を負わないもの  
とします。
- 3 利用者は、自由に投稿内容を閲覧することができます。ただし、投稿内容は投稿者の  
責任で掲示されたものであり、投稿内容の真実性、適切性、有用性等について、財団は  
何ら保証しないことを了承の上、自己の責任において利用するものとします。また、当  
財団は、投稿記事において、間違った情報、不快な発言、品位のないメッセージ等のい  
かなる内容・表現についても、その不存在を保証しません。
- 4 利用者は、本規約等の違反、第三者の権利侵害その他本サービスの利用に起因もし  
くは関連して第三者から生じた問合せ、クレーム、請求等については、自らの責任と負  
担において解決するものとし、財団は本サービスに関して利用者に生じた損害について、  
一切責任を負わないものとします。

## 第7条 その他

投稿記事が、財団や講師に対するクレームや当財団が管理する施設に関するトラブル  
と認められる場合、財団は利用者に断りなく、各所管に投稿記事を共有し、場合によっ  
ては教室等の担当者が利用者に直接連絡することがあります。

## 第8条 規約の改定

財団は、本規約を随時改定することができるものとします。改定後の本規約は、財団ホ  
ームページに掲示した時に効力を生じ、利用者が改定後に本サービスを利用した場合は、  
改定後の本規約に同意したものとみなします。

## 第9条 施行

本規則は、令和4年2月15日より施行いたします。